

休業制度を活用した履修について～地方公務員の皆様へ～

【自己啓発等休業制度】（地方公務員法第26条の5）

- ◆ 任命権者は、公務の運営に支障がなく、公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定める期間（最長3年）、職員が大学等課程の履修のために休業することを承認できるとされています。
- ◆ この休業の期間は、給与は不支給となりますが、職務に従事せず学業に専念できます。

ご所属の自治体における条例の有無、内容をぜひご確認ください。

制定されている場合、一般的には・・・

- ◆ 「職員の自己啓発等休業に関する条例」といった名称で、平成20年前後に制定。
- ◆ 大学院も履修先として規定。
- ◆ 休業期間は原則2年。

※ 宮城県庁と県内の6割の市町村で条例が制定されています（各市町村のL_w等で確認できた範囲）。

（仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、多賀城市、富谷市、大崎市、登米市、丸森町、七ヶ宿町、柴田町、大河原町、村田町、蔵王町、七ヶ浜町、松島町、大和町、涌谷町、美里町、南三陸町）

東北大学公共政策大学院では、2年間の標準的な履修期間のほか、1年間での修了も可能です。